

3 横浜市埋立事業に係る横浜市港湾局資料及び みどり環境局資料

■横浜市埋立事業に係る横浜市港湾局資料

横浜市 令和4年 令和3年度決算第一特別委員会

質問

新本牧の整備は本当に必要なのか

答弁

この5年間で、10万トン以上の超大型コンテナ船の着岸数が80隻から161隻と倍増していることと、2024年までに世界中で超大型コンテナ船の新造船が226隻完成いたします。こうしたことから、コンテナ船の超大型化が大変進展しております。こういったコンテナ船の受入れや寄港地の集約などの海運動向に的確に対応する必要がございます。また、輸出が主流でありました横浜港の物流機能の変化に伴いまして、輸入貨物の取扱いやコンテナターミナル近傍における高度な流通加工等の物流需要に早期に対応する必要もでございます。さらに、南本牧の埋立てが完了いたしまして、今後の市内公共事業の建設発生土の受入れ場所としても必要でございます。現在進めている護岸の整備には東海旅客鉄道株式会社より600億円もの負担金を導入しており、本市の財政負担を大幅に軽減しております。コンテナターミナル等の港湾施設整備には埋立てを開始してから10年ぐらいの期間を要することから、着実な事業進捗を図ってまいります。

(お知らせ)建設発生土の工事間流用の活用について

～建設発生土の工事間流用を検討してください！！～

- 工事から発生する土砂の運搬・処分は「大黒ふ頭中継所」・「幸浦中継所」へ
- 工事に必要な土砂を購入と考えるその前に



「工事間流用」を検討してください！！

《工事間流用のメリット》

- 処分費用（受入側は購入費用）がかからず、工事費（事業費）を削減できる。
- 流用相手工事の現場が近い場合、運搬費用が削減できる。

局内調整の方が
迅速・容易

流用相手の工事を探すには…

- 各局建設発生土担当課が、局内発注工事の搬出入予定土量を把握しています。※1
- さらには、みどり環境局公園緑地維持課建設発生土等担当へお問い合わせください。

※1 工事ごとの搬出入予定土量を年2回調査しています。

（参考）建設発生土対策における基本方針（発生土の搬出に関するもの）

- ① 発生抑制・工事内利用・工事間流用の推進
- ② 本市臨海部整備事業地への指定処分の原則

《ポイント》

工事（事業）の計画・設計段階から掘削断面の合理化や工法の選定などによる発生土量の抑制を検討し、さらには、可能な限り現場内（同一工事内）で再利用しますが、現場外に搬出せざるを得ない発生土は、市域内での他工事へ流用する調整を行ってください。

これらを行ったにもかかわらず、搬出せざるを得ない発生土は、新本牧ふ頭埋立事業推進のため、指定処分（大黒ふ頭中継所・幸浦中継所へ搬出）とします。

（お問合せ）

みどり環境局公園緑地維持課建設発生土等担当

TEL：045-671-3692

E-mail：mk-hasseido@city.yokohama.lg.jp